# 第8章 事故災害対策計画

# 第8章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、鉄道災害、道路災害、航空災害、危険物等災害、大規模な 火事災害、林野火災など大規模な事故による被害についての防災対策の一層の充実強化を図る ため、次のとおりそれぞれの事故災害について、予防及び応急対策を定める。

# 第1節 鉄道災害対策計画

#### 1 基本方針

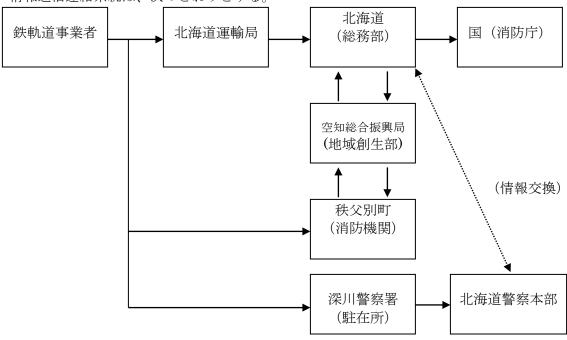
鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害(以下「鉄道災害」という。)が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防及び応急対策は、この計画の定めるところによる。

#### 2 情報通信

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、「第 3章 災害情報通信計画」によるほか、この計画に定めるところによる。

#### (1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。



#### (2) 実施事項

ア 災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

- イ 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について、迅速に他の関係機関に連絡 するものとする。
- ウ 関係機関との緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うも のとする。

#### 3 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより、混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等情報を必要としている者に対して行う災害広報は、「第6章第2節 災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

# (1) 実施機関

町長は、関係機関と連携を図り、災害広報を行うものとする。

#### (2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整え、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 鉄道災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項
- イ 地域住民等への広報

関係機関と連携を図り、報道機関を通じ、又は防災無線及び広報車等により、次の事項について、広報を実施するものとする。

- (ア) 鉄道災害の状況
- (イ) 旅客等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- (オ) 避難の必要性等地域に与える影響
- (カ) 施設等の復旧状況

#### (キ) その他必要な事項

#### 4 応急活動体制

#### (1) 災害対策組織

町長は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応援活動 体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

#### (2) 災害(事故)対策現地合同本部の設置

北海道地域防災計画の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき、現地合同本部が設置され、本部員として派遣要請があった場合は、町長が指名した職員を本部員として現地合同本部に常駐させ、応急対策にあたるものとする。

#### 5 救助救出及び医療救護活動等

鉄道災害における救助救出活動及び医療救護活動については、「第6章第3節 避難救出 計画」及び「第6章第12節 医療及び助産計画」の定めるところにより、実施するものとす る。

#### 6 消防活動

鉄道災害における消防活動については、「第4章第10節 消防対策計画」の定めにより実施するものとする。

#### 7 行方不明者の捜索及び死体の収容

行方不明者の捜索及び死体の収容等は、「第6章第16節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画」の定めるところにより実施するものとする。

# 8 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第6章第21節 災害警備計画」の定めるところにより、実施するものとする。

#### 9 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「第8章第3節 危険物等災害対策計画」の定めるところにより、速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

#### 10 自衛隊派遣要請

鉄道災害における自衛隊派遣要請については、「第6章第23節 自衛隊派遣要請計画」の 定めるところにより、実施するものとする。

#### 11 広域応援

鉄道災害の規模により、町単独での十分な災害応急対策を講ずることができないときは、「第6章第27節 広域応援計画」の定めるところより、職員の派遣を要請し、また、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、応援を要請するものとする。

# 第2節 道路災害対策計画

#### 1 基本方針

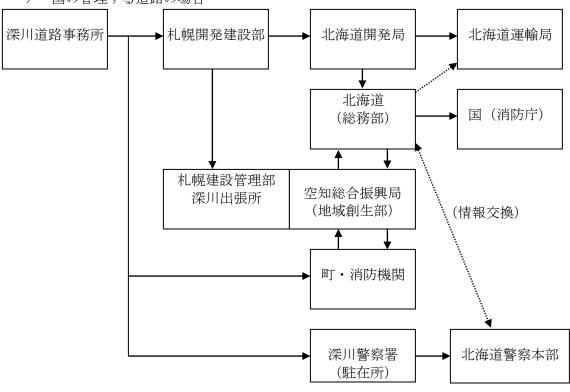
道路構造物の被災又は高速自動車国道における車輌の衝突等により、大規模な救急救助活動や消化活動等が必要とされている災害(以下「道路災害」という。)が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

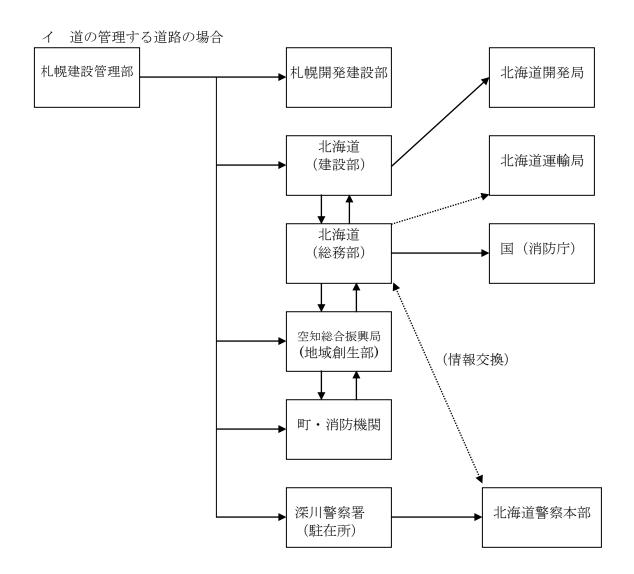
# 2 情報通信

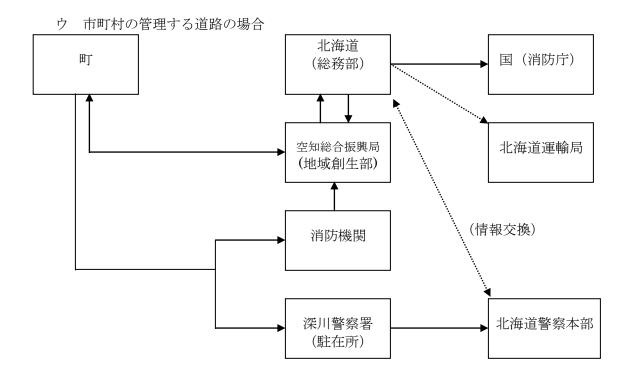
道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、「第 3章 災害情報通信計画」によるほか、この計画に定めるところによる。

(1) 情報通信連絡系統 情報通信連絡系統は、次のとおりとする。

ア 国の管理する道路の場合







# 工 高速自動車国道の場合 東日本高速道路㈱ (道路管制センター) 北海道 (総務部) 室知総合振興局 (地域創生部) 町・消防機関 高速道路 交通警察隊 北海道警察本部

# (2) 実施事項

- ア 災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について、迅速に他の関係機関に連絡 するものとする。
- ウ 関係機関との緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うも のとする。

#### 3 災害広報

道路災害時における災害広報については、「第6章第2節 災害広報計画」の定めるところにより、実施するものとする。

#### 4 応急活動体制

道路災害時における応急活動体制については、「本章第1節 鉄道災害対策計画 4 応 急活動体制」の定めるところにより、実施するものとする。

#### 5 救助救出及び医療救護活動等

道路災害時における救助救出活動及び医療救護活動については、「第6章第3節 避難救 出計画」及び「第6章第12節 医療及び助産計画」の定めるところにより、実施す るものとする。

#### 6 消防活動

道路災害時における消防活動については、「第4章第10節 消防対策計画」の定めにより 実施するものとする。

#### 7 行方不明者の捜索及び死体の収容

行方不明者の捜索及び死体の収容等は、「第6章第16節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画」の定めるところにより実施するものとする。

#### 8 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第6章第21節 災害警備計画」の定めるところにより、実施するものとする。

#### 9 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「第8章第3節 危険物 等災害対策計画」の定めるところにより、速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に 努めるものとする。

#### 10 自衛隊派遣要請

道路災害時における自衛隊派遣要請については、「第6章第23節 自衛隊派遣要請計画」 の定めるところにより、実施するものとする。

# 11 広域応援

道路災害の規模により、町単独での十分な災害対策を講ずることができないときは、「第6章第27節 広域応援計画」の定めるところにより、実施するものとする。

# 第3節 危険物等災害対策計画

#### 1 基本方針

危険物等(危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、放射性物質)の漏洩、流出、火災、 爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防 災関係機関の実施する予防、応急対策は、この計画に定めるところによる。

#### 2 危険物の定義

#### (1) 危険物

消防法(昭和23年法律第186号)第2条第7項に規定されているもの。

【例 石油類 (ガソリン、灯油、軽油、重油) など】

#### (2) 火薬類

火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条に規定されているもの。

【例 火薬、爆薬、火工品など】

#### (3) 高圧ガス

高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第2条に規定されているもの。

【例 液化石油ガス(LPG)、アセチレン、アンモニアなど】

#### (4) 毒物·劇物

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条に規定されているもの。

【例 毒物(シアン化水素、シアン化ナトリウム等)、劇物(ホルムアルデヒド、塩素等)など】

# (5) 放射性物質

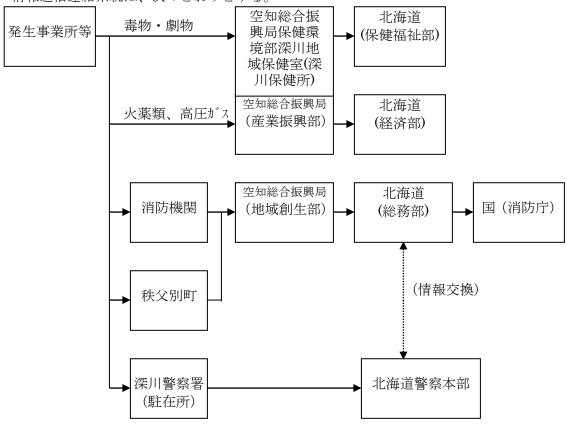
放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律167号)」等によりそれぞれ規定されている。

#### 3 情報通信

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、 「第3章 災害情報通信計画」によるほか、この計画に定めるところによる。

#### (1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。



# (2) 実施事項

- ア 災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について、迅速に他の関係機関に連絡 するものとする。
- ウ 関係機関との緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うも のとする。

#### 4 災害広報

危険物等災害時における災害広報については、「第6章第2節 災害広報計画」の定める ところにより、実施するものとする。

#### 5 応急活動体制

危険物等災害時における応急活動体制については、「本章第1節 鉄道災害対策計画 4 応急活動体制」の定めるところにより、実施するものとする。

#### 6 災害拡大の防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の性状を十分把握 し、事業者に対する応急措置命令等、適切な応急対策を講ずるものとする。

#### 7 救助救出及び医療救護活動等

危険物等災害時における救助救出活動及び医療救護活動については、「第6章第3節 避 難救出計画」及び「第6章第12節 医療及び助産計画」の定めるところにより、実施するも のとする。

#### 8 消防活動

危険物等災害時における消防活動については、「第4章第10節 消防対策計画」の定めにより実施するものとする。

#### 9 避難措置

人命の安全を確保するため、「第6章第3節 避難救出計画」の定めるところにより爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

#### 10 交通規制

人命の安全を確保するため、「第6章第21節 災害警備計画」の定めるところにより、実施するものとする。

#### 11 自衛隊派遣要請

危険物等災害時における自衛隊派遣要請については、「第6章第23節 自衛隊派遣要請計 画」の定めるところにより、実施するものとする。

#### 12 広域応援

危険物等災害の規模により、町単独での十分な災害対策を講ずることができないときは、 「第6章第27節 広域応援計画」の定めるところにより、実施するものとする。

# 第4節 大規模な火事災害対策計画

#### 1 基本方針

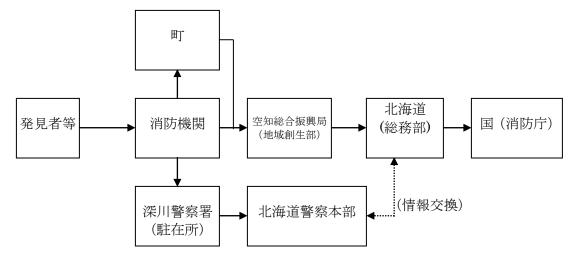
死傷者が多数発生する等大規模に火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

#### 2 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、「第3章 災害情報通信計画」によるほか、この計画に定めるところによる。また、関係機関は、それぞれの組織を通して相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施するものとする。

# (1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。



#### (2) 実施事項

- ア 災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について、迅速に他の関係機関に連絡 するものとする。
- ウ 関係機関との緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うも のとする。

#### 3 災害広報

大規模な火事災害時における災害広報については、「第6章第2節 災害広報計画」の定めるところにより、実施するものとする。

#### 4 応急活動体制

大規模な火事災害時における応急活動体制については、「本章第1節 鉄道災害対策計画 4 応急活動体制」の定めるところにより、実施するものとする。

#### 5 救助救出及び医療救護活動等

大規模な火事災害時における救助救出活動及び医療救護活動については、「第6章第3節 避難救出計画」及び「第6章第12節 医療及び助産計画」の定めるところにより、実施する ものとする。

#### 6 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行うものとする。

- (1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
- (2) 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を 実施する。
- (3) 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

#### 7 避難措置

人命の安全を確保するため、「第6章第3節 避難救出計画」の定めるところにより実施 するものとする。

#### 8 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第6章第21節 災害警備計画」の定めるところにより、実施するものとする。

#### 9 自衛隊派遣要請

大規模な火事災害時における自衛隊派遣要請については、「第6章第23節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより、実施するものとする。

#### 10 広域応援

大規模な火事災害の規模により、町単独での十分な災害対策を講ずることができないときは、「第6章第27節 広域応援計画」の定めるところにより、実施するものとする。

# 第5節 林野火災対策計画

この計画は、林野火災を予防又は消化して、森林資源の保全を図ることを目的とする。

#### 1 組織

林野火災の予消防対策を推進するため、「秩父別町林野火災予消防対策協議会」を設け、 構成機関相互の連絡・情報交換計画の実施及び指導等、予消防対策の円滑なる実施を図るも のとする。

#### (1) 構成機関

秩父別町・深川地区消防組合秩父別支署・北海道森林管理局空知森林管理署北空知支署・ 留萌南部森林管理署・北海道空知森づくりセンター・深川警察署秩父別駐在所

#### • 大面積所有者

#### (2) 協力機関

北いぶき農業協同組合秩父別支所・教育委員会・観光協会・猟友会・森林保全巡視員・報 道機関・製材業者・各町内会

# 2 気象情報対策

林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要素となることにかんがみ、予報(注意報を含む)警報、並びに情報等を的確に把握し、予防の万全を期するため、次により情報の連絡体制を確立するものとする。

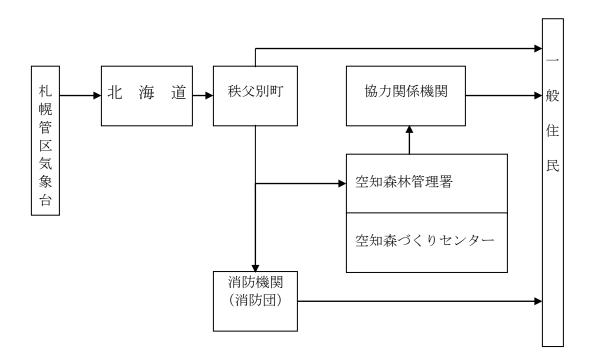
#### (1) 林野火災気象通報

町は空知支庁から林野火災気象通報を受理したときは、次の系列により関係機関及び一般 住民に対して伝達するものとする。

林野火災気象通報	説明		
情報(原則として、週間予報に含める)	何日頃火事が発生しやすいから注意してく ださい。		
火災気象通報	山火事が発生し易く、甚だ危険です。		
注意報解除	さきに通報した注意報は解除します。		

#### (2) 伝達系統

町長は、林野火災気象通報を受けたときは、次のとおり関係機関等に伝達するものとする。



#### 3 林野火災予防対策

#### (1) 一般入林者対策

山菜採取・魚釣・ハイキング等の入林者に対する対策として、次の事項を厳守するよう啓 発する。

- ア 入林中の焚き火や喫煙の不始末による出火の危険性に対する啓発を行う。
- イ 入林しようとする者は、入林許可が必要であることを指導する。
- ウ その他危険地帯への入林制限を行い、林野火災の予防に努める。
- エ 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

#### (2) 火入れ対策

林野火災危険期間(概ね3月~6月)中の火入れは、極力避けるようにし、できる限り夏期又は秋期に行うよう指導するとともに、火入れ対策として次の事項を定める。

- ①火入れ方法の指導。
- ②火入れをする場合は必ず火入許可をとり、許可附帯条件の尊守を励行させる。
- ③火入れ跡地の完全消火を図り、責任者の確認を受けさせる。

④森林法で規制している火入れ以外の火入れについても、特に気象状況に十分留意して行うよう指導する。

#### (3) 林内事業者対策

- ①林内事業者は火気責任者を定め、事業区域内に巡視員を配置するものとする。
- ②事業個所に、火気責任者の指定する喫煙所並びに焚き火・ゴミ焼却所を設け、標識及び 消火設備を完備するものとする。
- ③事業個所の火気責任者はあらかじめ、事業所内の連絡系統を定め、関係機関と連絡の万 全を図るものとする。
- ④失火することのないよう森林所有者と協議し、万全の予防措置を講ずるものとする。

#### 4 林野火災消防対策

町及び消防機関は、あらかじめ林野火災に即応する体制、装備の万全を期するため、次の 事項に留意する。林野火災発生の際は、森林人命の安全確保と延焼防止を基本として、次に より消防活動を行うものとする。

- (1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
- (2) 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を 実施する。
- (3) 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

#### 5 避難措置

町及び各関係機関は、人命の安全を確保するため、「第6章第3節 避難救出計画」の定めるところにより実施するものとする。

#### 6 交通規制

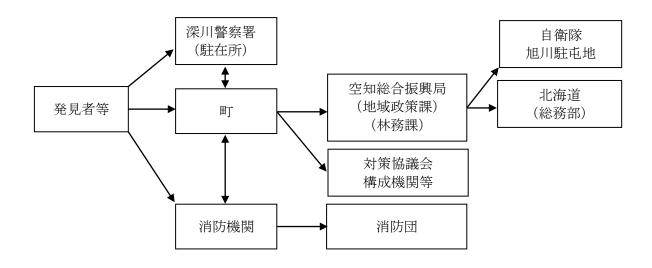
北海道警察各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第6章第21節 災害 警備計画」の定めるところにより、実施するものとする。

# 7 広域応援

町、道及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独での十分な災害応急対策を実施することができない場合は、「第6章第27節 広域応援計画」の定めるところにより、実施するものとする。

# 8 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、下記のとおりとする。



# 9 災害広報

大規模な林野火災時における災害広報については「第6章第2節 災害広報計画」の定めるところにより、実施するものとする。

#### 10 自衛隊派遣要請

大規模な林野火災時における自衛隊派遣要請については、「第6章第23節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより、実施するものとする。

# 第6節 航空災害対策計画

#### 1 基本方針

この計画は、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故(以下「航空災害」という。)が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

#### 2 情報通信

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、 次により実施するものとする。

#### (1) 情報通信連絡系統

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、「第3章災害情報通信計画」のとおりとする。

#### (2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係 機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を 行うものとする。

#### 3 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第6章第2節災害 広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

#### (1) 実施機関

町長は、関係機関と連携を図り、災害広報を行うものとする。

#### (2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整え、被災者の家族等に役立つ次の情報いついて、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 航空災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報

- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項
- イ 地域住民等への広報

関係機関と連携を図り、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、 次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 航空災害の状況
- (イ) 旅客及び乗務員等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 航空輸送復旧の見通し
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

#### 4 応急活動体制

#### (1) 災害対策組織

町長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動 体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

#### (2) 災害対策現地合同本部の設置

北海道地域防災計画の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき、現地合同本部が設置され、本部員として派遣要請があった場合は、町長が指名した職員を本部員として現地合同本部に常駐させ、応急対策にあたるものとする。

#### 5 救助救出及び医療救護活動等

航空災害における救助救出活動及び医療救護活動については、「第6章第3節避難救出計画」及び「第6章第12節医療及び助産計画」の定めるところにより、実施するものとする。

#### 6 消防活動

航空災害における消防活動については、「第4章第10節 消防対策計画」の定めにより実施するものとする。

#### 7 行方不明者の捜索及び死体の収容等

行方不明者の捜索及び死体の収容等は、「第6章第16節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理並びの埋葬計画」の定めるところにより実施するものとする。

# 8 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第6章第21節 災害警備計画」の定めるところにより、実施するものとする。

#### 9 危険物流出対策

航空災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「第8章第3節 危険物等災害対策計画」の定めるところにより、速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

#### 10 自衛隊派遣要請

航空災害における自衛隊派遣要請については、「第6章第23節 自衛隊派遣要請計画」の 定めるところにより、実施するものとする。

# 11 広域応援

航空災害の規模により、町単独での十分な災害対策を講ずることができないときは、「第6章第27節 広域応援計画」の定めるところにより、職員の派遣を要請し、また、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、応援を要請するものとする。